

2026年2月吉日

柏崎信用金庫

お客さま各位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた新たな取組みについて

平素より柏崎信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
この度、当金庫では「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた新たな取組みとして、
下記のとおり手形・小切手の最終振出期限を設定しますので、お知らせいたします。
今後も、より一層のサービス、利便性の向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜り
ますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限	2026年9月30日(水)
内 容	<ul style="list-style-type: none">◆ 当座預金からの支払を目的とした手形・小切手の最終振出期限を上記のとおり設定いたします。◆ 最終振出期限(振出日未記載含む)を過ぎて振り出された手形・小切手は、当座預金から支払いができなくなります。◆ ご自身の当座預金から現金の引き出しや振替のために振り出した手形・小切手も含みます。◆ 当座預金からの現金引き出しや、振替等の取引につきましては、当座預金払戻請求書をご利用ください。

2. 未使用手形・小切手について

未使用手形・小切手の買戻し	実施していません
内 容	<ul style="list-style-type: none">◆ お手元にある未使用の手形・小切手は、お客様ご自身の責任において破棄いただきますようお願いいたします。

3. 「インターネットバンキング」および「しんきん電子記録債権サービス」について

ご 案 内	<ul style="list-style-type: none">◆ 当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段として、パソコン等からお取引できる「インターネットバンキング」や「でんさいサービス」がご利用いただけます。 詳しくは、当金庫ホームページ、またはお近くの店舗へお問い合わせください。
-------	--

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

柏崎信用金庫 事務部 担当：神林・水澤
住所：〒945-0051 柏崎市東本町1-2-16
電話：TEL 0257-24-3321 FAX 0257-22-7747
E-mail：jimu@ksbank.jp

当座勘定規定の改定について

平素より柏崎信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、手形・小切手の最終振出期限を設定するため、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1.改定日 2026年4月1日(水)

2.新旧対照表(改定部分のみ抜粋)

新	旧
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、<u>令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、<u>預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、<u>預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</u></p>
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>（削除）</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うこととなくできるものとします。</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>